平成２２年（フ）第１４５号
大分市大字宮河内3769番地の346
債務者　戸高　砂織
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第８０号
鹿児島県鹿児島市中央町36番地13　郡山マンション402号
債務者　花田　俊子
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１００号
鹿児島県鹿児島市持木町62番地
債務者　髙橋　明美
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１１２号
鹿児島県いちき串木野市大里6231番地　県営市来団地３棟322号
債務者　井上　成二
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１１３号
鹿児島県いちき串木野市大里6231番地　県営市来団地３棟322号
債務者　井上千賀子
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３４号
鹿児島県姶良市脇元1621番地１　コーポ武112号、申立時の住所鹿児島県姶良郡姶良町脇元1621番地１　コーポ武112号
債務者　鮫島庄一郎
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第３９号
鹿児島県霧島市国分郡田667番地
債務者　野元　　優
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第４１号
鹿児島県霧島市国分郡田667番地
債務者　野元千枝美
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第４８号
北海道余市郡余市町朝日町76番地17
債務者　秋田谷マサミ
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第４１号
北海道勇払郡安平町早来富岡406番地
債務者　小野　雅子
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第５８号
北海道苫小牧市木場町２丁目14番３号　苫進ハイツ111号
債務者　富樫　充弘
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第６号
岩手県釜石市鵜住居町第５地割30番地11
債務者　菊池　敏光
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２２年（フ）第１０号
岩手県遠野市松崎町白岩８地割27番地13
債務者　多田　武道
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２２年（フ）第１３号
岩手県釜石市千鳥町１丁目12番２号　コーポチスガ203号室
債務者　北田　　悠
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２２年（フ）第３２号
茨城県高萩市本町１丁目49番地　今川アパート10号
債務者　福田　惠子
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第３６号
茨城県北茨城市平潟町241番地
債務者　根本　明美
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第３８号
茨城県日立市河原子町４丁目５番21号
債務者　武田　　智
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第４０号
茨城県日立市東町３丁目６番１―102号
債務者　川又　洋子
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
水戸地方裁判所日立支部